

指定管理者の候補となる団体の選定方法について

1 京都市大学のまち交流センター（以下「センター」という。）は、京都市大学のまち交流センター条例（以下「条例」という。）第1条において、大学における学術研究の成果その他知的資産を活用することにより、豊かな地域社会の形成に資するため、大学相互の間及び大学と産業界、地域社会等との間の連携及び交流を促進する活動をするための施設と定められている。

また、センターで行う事業は、条例において、①講義、演習、会議等のための施設の提供のほか、②大学に関する情報の収集及び提供、③大学と産業界、地域社会等の協力による豊かな地域社会の形成に資する調査及び研究並びに人材育成と定められており、これらのことから、センターの運営は、大学や研究者の情報の蓄積と大学間の連携を有する組織である必要がある。

2 大学コンソーシアム京都の設立目的は、大学間連携と相互協力、加盟大学等の教育・学術研究水準の向上のほか、地域社会、行政及び産業界との連携を促進し、地域の発展と活性化に努めることとなっており、センターの設置目的と共通するものである。

また、大学コンソーシアム京都は、市内全37の大学・短期大学をはじめとする47の大学等が加盟する全国で最大の大学連携組織であり、センターを拠点に実施されている、単位互換事業、高大連携事業、インターンシップ・プログラム、FD・SD事業などの自主事業は、センターの設置目的とも合致する事業であり、他の団体が実施することのできない規模で展開されている。

3 さらに、京都市と大学コンソーシアム京都が協働で策定、推進する「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画2019-2023）」においては、センターを拠点として多くの施策・事業を展開している。

4 以上のことから、「京都市公の施設の指定管理制度運用基本指針」に基づき、大学コンソーシアム京都がセンターの指定管理者の候補となり得る唯一の団体であると認められるので、公募を行わないこととする。

参考：「京都市大学のまち交流センター条例」（抜粋：設置，事業，指定管理者による管理）

（設置）

第1条 大学（学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）における学術研究の成果その他の知的資産を活用することにより豊かな地域社会の形成に資するため，大学相互の間及び大学と産業界，地域社会等との間の連携及び交流を促進する活動（以下「交流活動」という。）その他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市大学のまち交流センター

位置 京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939番地

（事業）

第2条 京都市大学のまち交流センター（以下「センター」という。）においては，次の事業を行う。

- (1) 講義，演習，会議等のための施設の提供
- (2) 大学に関する情報の収集及び提供
- (3) 大学と産業界，地域社会等の協力による豊かな地域社会の形成に資する調査及び研究並びに人材育成
- (4) 前3号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第3条 センターの管理は，地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は，次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

参考：「公益財団法人大学コンソーシアム京都定款」（抜粋：目的）

（目的）

第3条 この法人は，京都地域を中心に，大学間連携と相互協力を図り，加盟する大学・短期大学の教育・学術研究水準の向上を目指すとともに，学生の成長を促進するための学生支援大学の国際化を推進するための国際連携・国際交流等の充実に努める。併せて，地域社会，行政及び産業界との連携を促進し，地域の発展と活性化に努め，京都地域を中心とした高等教育の発展と国際社会をリードする人材の育成を目指す。そのために，多様な連携に基づく教育，学生支援，研修，調査・研究，情報収集，情報発信，交流促進等を行い，日本の高等教育の発展に寄与することを目的とする。

参考：「京都市公の施設の指定管理制度運用基本指針」（公募の例外：抜粋）

○ 施設の設置目的を達成できる団体が1団体に特定される場合

当該公の施設の設置目的に沿って，適正な管理運営を行い得る能力・要件を備える団体が1団体に特定される場合が考えられる。具体的には，当該公の施設の利用対象者や対象団体を網羅している場合などであり，これまでの公募に応募した団体が現指定管理者のみであったことをもって，再選定を非公募とすることはできない。

(例) 大学のまち交流センター，芸術センター

PFI事業の場合を除き，公募を行わずに指定候補者を選定しようとするときは，所管局等は，あらかじめ行財政局と協議のうえ，非公募とすることについて，選定委員会の意見を聞かなければならない。